

ぐるっとアート事業運営業務委託公募型プロポーザル実施要項

公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「事業団」という。）は、専門事業者が保有する高度な企画・運営・デザイン力を活用して、「ぐるっとアート」事業を実施するため、公募型プロポーザル方式により運営業務の委託先を選定することとし、以下のとおり企画提案を募集します。

記

1 目的

事業団（愛知県芸術劇場）は、劇場が位置する名古屋市栄地区に拠点を置く官民が一体となり、舞台芸術を中心とするアートの力によって地域の活性化及びイメージアップにつなげる催しである「ぐるっとアート」を、劇場が中心となって2018年から継続して開催している。近年、参加団体も増えていることから、当初の目的に加えてさらなる事業内容の充実・拡大を図る。

2 業務内容

ぐるっとアート事業運営に関する下記の業務を行うものとする。

- (1) コンセプトワーク業務（実施企画書・イベントキービジュアル作成）
- (2) 広報物作成業務（印刷物・ウェブサイト作成）
- (3) 会場運営等業務（事務局企画実施、会場装飾実施、当日本部の運営、報告会実施）
- (4) 事務局業務（事業実施に係る進行管理・連絡調整等）

※なお、詳細は別紙「ぐるっとアート事業運営業務委託仕様書（案）」のとおり

3 委託期間

委託契約締結日から2025年1月31日まで。

4 見積限度額

委託費2,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

5 応募者の資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛知県会計局の「令和6・7年度入札参加者資格者名簿（物品等）」の、次のいずれにも登録されている事業者であること。（契約時まで登録見込みの事業者を含む。）

大分類	中分類	小分類	細分類
03. 役務の提供等	03. 映画等製作・広告・催事	03. 催事	01. イベント企画
03. 役務の提供等	03. 映画等製作・広告・催事	04. デザイン	01. デザイン

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4〈一般競争入札の参加者の資格〉の規定に該当しないこと。
- (3) この実施要項公表日から受託候補者選定日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) この募集要項公表日から受託候補者選定日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1（1）アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。
- (5) この実施要項公表日から受託候補者選定日までの期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 過去において愛知県内の公共団体及び公共的団体が主催する催事運営の業務実績があり、愛知県内に本店、支店または営業所を置く者であること。

6 応募方法

(1) 企画提案書の配布

愛知芸術文化センターのウェブサイト (<https://www.aac.pref.aichi.jp>) より、ダウンロードして入手してください。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

ぐるっとアート事業運営業務企画提案書

(ア) 事業者の概要

(イ) 運営担当者

(ウ) ぐるっとアートの企画提案（①コンセプトワーク案 ②広報物作成案 ③会場運営等案
④事務局業務案 ⑤追加提案）

(エ) 経費見積額

イ 提出書類作成に当たっての注意事項

(ア) 提出書類の様式は、指定のない場合は A 4 縦置き又は横書きとし、A 3 版を使用する場合は 2 つ折としてください。また、製本に当たっては、左綴じとし、別添にはインデックスをそれぞれ添付してください。

(イ) 「1 事業者の概要」は、事業者名、資本金、従業員数、事業内容、過去の実績を記載すること。また、愛知県入札参加資格者名簿の登録が確認できる資料、法人概要が分かる資料、過去の業務実績の概要が分かる資料（契約上の守秘義務等に抵触しない範囲とする）を添付してください。

(ウ) 「2 運営担当者」は、本業務を継続して担当する責任者及び分野ごとの担当者の氏名や実績等について記載してください。

(エ) 「3 ぐるっとアートの企画提案」については、下記内容を記載してください。

① コンセプトワーク案：実施企画書・キービジュアル

② 広報物作成案：印刷物・ウェブサイト作成案

③ 会場運営等案：事務局企画・会場装飾等実施案

④ 事務局業務案：事務局体制・スケジュール等案

⑤ 追加提案

(オ) 「4 経費見積額（税込）」については、仕様書に示す全ての業務にかかる経費を計上してください。また、消費税及び地方消費税額を明示してください。

(カ) 企画提案書の記載に当たっては、専門知識を有しない者にも理解できる表現としてください。

ウ 提出部数

5 部（正本 1 部、副本 4 部）

- エ 提出期限
2024年5月10日（金）午後6時（必着）
- オ 提出場所
公益財団法人愛知県文化振興事業団 企画制作部 企画制作グループ
〒461-8525 名古屋市東区東桜 1-13-2
- カ 提出方法
持参または郵送（書留郵便に限る）とします。
持参の場合は、2024年5月8日（水）から2024年5月10日（金）の午前10時から午後6時までの間に、事前に電話連絡の上、持参してください。
- キ 質問の受付及び回答
（ア） 期限 2024年5月7日（火）午後4時まで（必着）
（イ） 方法 質問内容を企画制作部 企画制作グループへ電子メールで提出してください。
なお、未到着等の事故を防ぐため電子メール送信後、電話で送付の旨を連絡してください。
（ウ） メール送信先 event@aaf.or.jp
メール送信件名：「ぐるっとアート事業運営業務委託に係る質問について」
（エ） 回答 2024年5月8日（水）に全ての入札参加資格者に電子メールで回答します。

7 企画提案の審査・選定等

- (1) 審査について
- ア 参加基準を満たしている企画提案書の選考は、愛知県芸術劇場及び愛知県文化芸術課職員で構成する審査委員会においてプレゼンテーションにより審査を行います。
- イ 期待する内容の提案がない場合には、審査の結果「該当者なし」とする場合があります。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しません。なお、審査委員会は非公開とし、審査の経緯等審査に関する問合せには応じません。また、異議申し立ても一切認めません。
- エ 審査結果については、全提案者に対して書面で通知します。
- (2) プレゼンテーションについて
- ア 参加基準を満たしている企画提案書の提出者には、プレゼンテーションの日程を、別途、電子メールで連絡します。
- イ プレゼンテーションは1事業者15分（説明10分、質疑5分）を想定し、順次個別に行います。
- ウ プレゼンテーションへの出席に要する費用は、応募者の負担とします。
- エ 資料は、企画提案書とし、プレゼンテーション当日の追加資料は認めません。
- オ プロジェクター等の機器の使用は認めません。
- (3) 評価項目
- 審査においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。
- ア 信頼性〈法人概要・実績・実施体制〉
- イ 企画力〈本事業企画案〉
- ウ 費用対効果〈経費見積書〉
- (4) 契約
- ア 契約締結
- 公益財団法人愛知県文化振興事業団は、企画提案書に基づき、受託候補者と委託事業に係る具体的な事業内容及び経費等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結する。
- なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者を協議する者とする。

イ 契約条件等

契約書（案）による。

ウ 著作権について

成果物の著作権（著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利を含む。以下、同じ）を事業団に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切委託先業者の責任において処理するものとする。

納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、委託先事業者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。

8 委託費の支払い

業務完了後、契約書記載の方法により支払うものとする。

9 実施スケジュール

実施要項公表	2024 年 4 月 23 日（火）
提案書提出期限	2024 年 5 月 10 日（金）午後 6 時（必着）
プレゼンテーション・審査会開催	2024 年 5 月 17 日（金）
事業者選定、審査結果通知発送	2024 年 5 月 22 日（水）
契約締結・業務開始	2024 年 5 月下旬

10 その他注意事項

(1) 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

ア 応募資格のない者が応募・企画提案したとき

イ 参加に際して事実と反する申込や提案などの不正があったとき

ウ 提案書類が提出期限を超えて提出されたとき

エ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

(2) その他

ア 企画提案に必要な費用は提案者の負担とする。

イ 企画提案書は 1 事業者 1 案とする。

ウ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

提出後に応募を取り下げの場合は、速やかに連絡するとともに、文書で公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長あてに通知すること。

エ 実施に当たっては、採用された企画提案の内容を基に公益財団法人愛知県文化振興事業団と協議の上、当該業務を実施すること。

1 1 問合せ先及び書類提出先

〒461-8525 名古屋市東区東桜1-13-2

公益財団法人愛知県文化振興事業団 企画制作部 企画制作グループ

電話 052-971-5648 (直通)

FAX 052-971-5541

E-mail event@aaf.or.jp